

平成 28 年度新規及び拡充事業について

- 1 延長保育事業【新規】
- 2 実費徴収に係る補足給付事業【新規】
- 3 里親宅における子育て短期支援事業【拡充】

1 延長保育事業【新規】

子ども・子育て支援新制度では、保育を必要とする児童（2号認定子ども、3号認定子ども）の保育時間は、保護者の月の就労時間等により、1日につき8時間と11時間の基準が設けられましたが、それを越えた延長保育に取り組む認定子ども園と小規模保育事業所に対し、補助制度を創設し、事業に係る経費を補助します。

(例) 就労の場合

○保育標準時間（月就労時間120時間以上）

午前7時30分から午後6時30分（11時間）

○保育短時間（月就労時間48時間以上120時間未満）

午前8時30分から午後4時30分（8時間）

保育標準時間を越えて実施する施設	保育短時間を越えて実施する施設
1 紋別大谷認定子ども園 午前7時から午前7時30分(30分) 午後6時30分から午後7時(30分)	1 紋別大谷認定子ども園 2 認定子ども園紋別藤幼稚園 3 認定子ども園紋別幼稚園 4 紋別大谷南保育園 午前7時30分から午後8時30分(1時間) 午後4時30分から午後6時30分(2時間)

〈参考〉

1号認定子ども～満3歳以上就学前の教育を必要とする児童

2号認定子ども～満3歳以上就学前の保育を必要とする児童

3号認定子ども～満3歳未満の保育を必要とする児童

2 実費徴収に係る補足給付事業【新規】

幼児教育を受ける児童（1号認定子ども）がいる生活保護世帯の保護者が支払うべき給食費、教材費、行事費等を免除する認定子ども園に対し、補助制度を創設し、事業に係る経費を補助します。

3 里親宅における子育て短期支援事業【拡充】

【事業実施の背景】

子育て短期支援事業に係る児童の送迎については、原則、保護者が行うものとされており、利用者の利便性の考慮及び児童養護施設内で感染性が蔓延している等、集団保育が適切でない場合に既存の児童養護施設以外に、市内において受け入れ可能な施設等を確保する必要があることから、市内里親登録者を活用した事業の展開を図りました。

①協力を依頼する里親等について

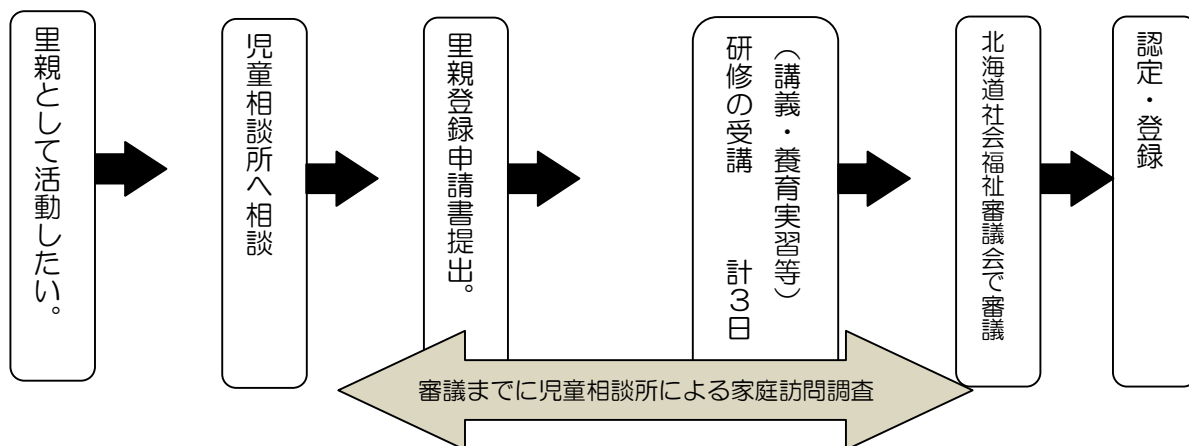
あらかじめ市長が業務委託する里親とは・・・

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項で定める里親。

里親とは

里親は児童福祉法第6条の4に定められており、里親になるには児童相談所に申込み、里親の要件を満たしているかの面接や調査、家庭訪問を受け、必要な研修を修了した後、里親登録の申請を児童相談所に行い、北海道知事が社会福祉審議会に諮問し、審議の結果、適正が認められると里親として登録されます。

その後、児童相談所から要保護児童の紹介があり次第、面談や交流を重ね、要保護児童の里親への委託が開始されます。



②協力までの流れ

①紋別市子育て短期支援事業に賛同いただける里親に対して、里親登録書によりあらかじめ登録をお願いします。

②紋別市子育て短期支援事業実施要綱に定める事業の内容及び実施方法に基づく業務について委託契約を締結します。

③利用申請があった場合

紋別市子育て短期支援事業の利用申請があった場合は、申請理由や児童の状況等を考慮（確認）したうえで、受け入れ可能な里親の方（実施施設等）を決定します。

④利用料について

利用料については市負担分及び利用者負担分についても、既存の施設利用の場合と同じ料金とする。

但し、利用料金の支払い方法については、里親への負担を軽減と利用料金の徴収に係るトラブルを避けるため、施設利用の場合と異なり、利用者は下記の利用者負担部分を市に支払い、預かり終了後に里親は市に対して市負担分と利用者負担分を合わせた金額を請求することを予定。

また、利用料には「通常の食事、光熱水費」を含むが、「医療費」は別途、利用者の負担とする。

○利用料金 ※短期入所生活援助事業

2歳未満時：10,700円/日、2歳以上児：5,500円/日

これらの料金について、各階層別に利用料金の一部を市が負担

項目	世帯区分	市負担額（1日）	申請者負担額（1日）
2歳未満児	生活保護世帯	10,700	0
	市民税非課税世帯	9,600	1,100
	一般世帯	5,350	5,350
2歳以上児	生活保護世帯	5,500	0
	市民税非課税世帯	4,500	1,000
	一般世帯	2,750	2,750

⑤保険の加入

一般財団法人 女性労働協会の「地域子育て支援事業補償保険」への加入を予定。

【対象】 依頼子供傷害保険、里親等傷害保険、賠償責任保険

【内容】 入院・通院・死亡・手術・後遺障害保険金、対人・対物保険金、見舞金